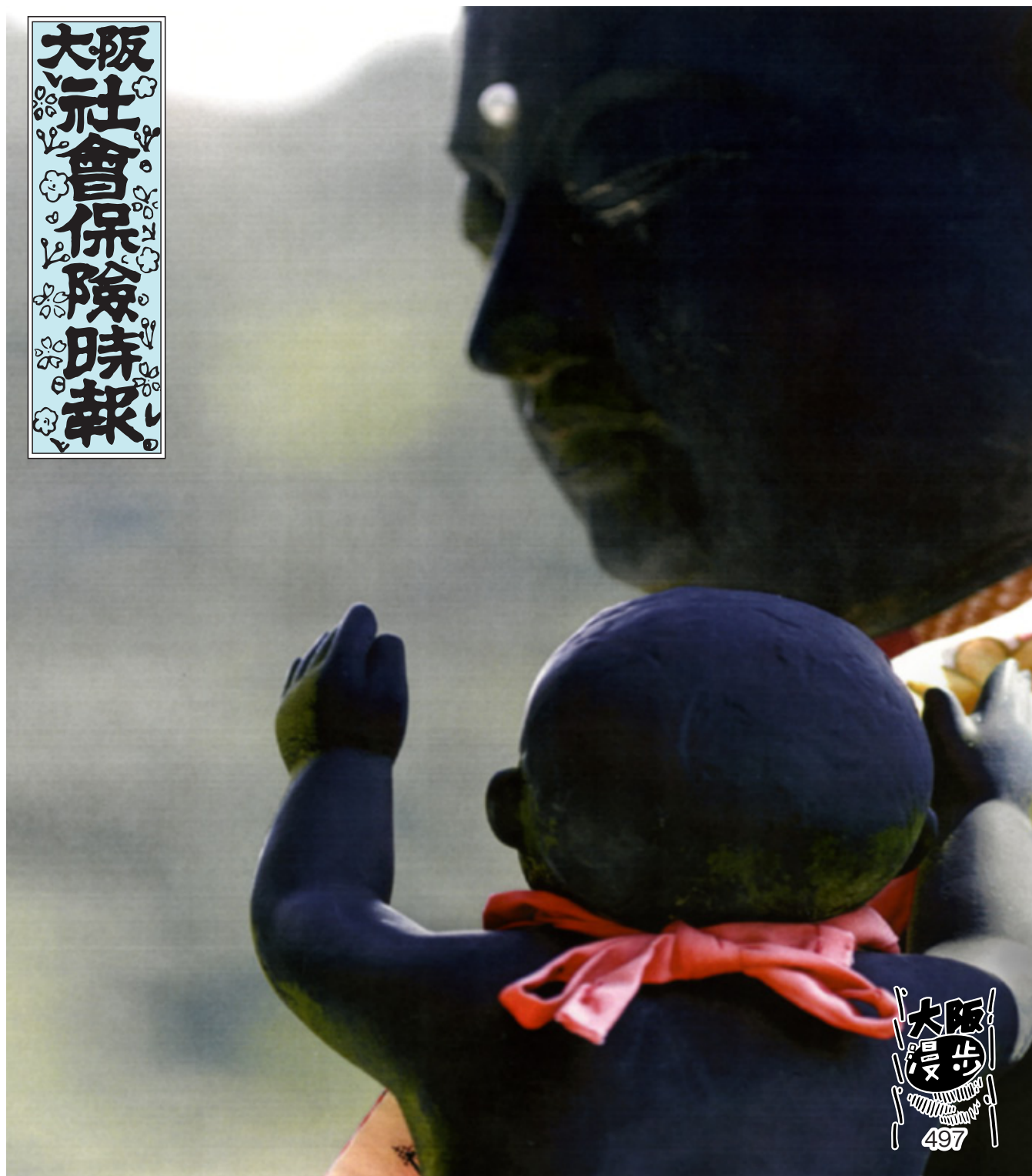


大阪
社会
保険
時報



慈愛

目に飛び込んできた一瞬のシルエットに心が打たれた。後ろ姿のふくよかな幼子の手が、天を指しなにを語りかけているのだろうか。みほとけにすがる安堵の表情が、左右の手でしっかりと支え抱かれた、幼子の後ろ姿から見られる。天の優しい慈愛に応え、すすくと育っていく幸せな多くの幼子たちだ。だが心なき悲しいニュースに触れるたび、人間として、弱者を守るべき道を想い、悲しいのが辛い。(古寺一隅・長谷寺)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 老齢年金の基礎知識
- 遺族年金の基礎知識
- 障害年金の基礎知識
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします
 - ・平成24年度の健診のご案内 ・保険料負担を軽減するための取り組みについてのお知らせ
- 「ねんきんネット」で 電子版「ねんきん定期便」スタート！

職場内で回覧しましょう

老齢年金の基礎知識



老齢基礎年金

老齢基礎年金を受けるためには、保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、原則として25年以上必要です。

年金を受け取るために必要な資格期間とは？

①国民年金の保険料を納めた期間

+

②国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間（一部納付（一部免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること）

+

③昭和36年4月以後の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員であった期間

+

④第3号被保険者であった期間（※）

+

⑤国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間など（合算対象期間 ※※）

||

①から⑤までの期間を合算して原則として25年以上の資格期間が必要です。

※第3号被保険者であった期間とは

厚生年金保険や共済組合の加入者（第2号被保険者（原則として65歳未満））である夫（妻）に扶養されていた妻（夫）の20歳以上60歳未満の期間（昭和61年4月以降に限る）です。

※※合算対象期間とは（主なものです）

- 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、厚生年金保険・船員保険・共済組合に加入している方の配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間
- 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、厚生年金保険・船員保険・共済組合などの老齢（退職）年金受給者とその配偶者、障害年金受給者とその配偶者、遺族年金受給者、老齢（退職）年金の受給資格を満たした方とその配偶者が、国民年金に任意加入しなかった期間
《昭和61年4月からは、老齢（退職）年金受給者以外はすべて20歳から60歳まで国民年金に加入することになっています》
- 昭和36年4月以後、海外在住者、学生などが国民年金に加入しなかった期間
《平成3年4月からは、20歳以上の学生はすべて国民年金に加入することになっています》
- 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間のうち、昭和36年4月以後の期間（大正15年4月2日以後に生まれた方で、昭和61年4月から65歳になるまでの間に国民年金の保険料納付済期間および保険料免除等期間を有する方に限る）

20歳から60歳になるまで（加入可能年数40年）の保険料をすべて納めると満額の老齢基礎年金が受けられます

年金額（満額）＝年間786,500円（月額65,541円）

老齢基礎年金の計算式（国民年金保険料の免除等の期間があるとき）

$$786,500円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除月数} \times 4}{8} + \frac{4}{8} \times \frac{1}{5} \text{納付月数} + \frac{\text{半額納付月数} \times 6}{8} + \frac{4}{8} \times \frac{3}{7} \text{納付月数}}{40年(加入可能年数) \times 12月}$$

- （注）平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、4分の1納付は6分の3、半額免除は6分の4、4分の3納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。
- 20歳から60歳になるまでの第2号被保険者および第3号被保険者の期間も保険料納付済月数に含みます。
 - 免除等期間について、あとから保険料を追納している期間は、保険料納付済期間に含みます。（学生納付特例、若年者納付猶予の期間は、保険料が追納されていない場合、年金額には反映されません）
 - 国民年金保険料の一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）の承認を受けた期間は一部保険料を納めていない場合、未納期間扱いとなります。

国民年金の付加保険料を納めた期間がある場合は、次の額が老齢基礎年金に上乗せされます
200円×付加保険料納付月数

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

老齢基礎年金の受給開始年齢は？

■繰上げ受給

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けることができますが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。

しかし、繰上げ支給の請求をした時点（月単位）に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。

■繰下げ受給

希望すれば66歳以降から、繰り下げて老齢基礎年金を受けることができます。繰下げ支給の請求をした時点（月単位）に応じて年金が増額され、その増額率は一生変わりません。

※繰上げ受給、繰下げ受給を行う際は細かい注意事項がありますので、具体的に知りたい場合は、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

老 齢 厚 生 年 金

老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者であった方の老後の保障として給付され、65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せする形で支給されます。

ただし、当分の間は、下記の受給資格を満たしていれば、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

●60歳から65歳になるまでの老齢厚生年金

これを特別支給の老齢厚生年金といいます。支給開始の年齢は生年月日に応じて異なります。

●65歳からの老齢厚生年金

老齢厚生年金は、厚生年金保険の加入期間があつて、老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間を満たした方が、65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せする形で支給されます。



特別支給の老齢厚生年金の受給資格（以下のすべての条件を満たしていること）

- 老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間を満たしていること（前ページ参照）。
- 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あること。
- 支給開始年齢に達していること（生年月日に応じて異なります）。

※特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、生年月日によって異なります。

また、特別支給の老齢厚生年金や65歳からの老齢厚生年金の支給額は、勤めた期間や報酬等により各被保険者ごとに異なります。詳細は日本年金機構ホームページ（50歳以上の方は、年金見込額試算のお申し込みができます。

<http://www.nenkin.go.jp/>）をご参照いただくか、下記または年金事務所へお問い合わせください。

年金をお受けになっている方、年金を請求される方への
お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

IP電話・PHS電話からは
03-6700-1165

※ナビダイヤルの通話料金は一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

ただし携帯電話の場合は、全額発信者負担となります。

※一部のIP電話・PHS電話の通話料金は、全額発信者負担となります。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

遺族年金の基礎知識



遺族基礎年金

国民年金、厚生年金などの公的年金加入者・受給権者等が亡くなった場合、遺族となった「子のある妻」または「子」に対して遺族基礎年金が支給されます。ただし、保険料納付要件や子には年齢の制限等があります。なお、子のない妻には遺族基礎年金は支給されません。

保険料納付要件…死亡日の前々月までの期間のうち、保険料納付済期間と免除期間が3分の2以上あること

特例

平成28年3月末までの65歳未満の方の死亡は、死亡日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければ、3分の2の要件を満たさなくてもよいことになっています。

対象となる子……18歳になった年度の末日までにある子・20歳未満で1級または2級の障害の状態にある子

※この2つの条件は遺族厚生年金でも適用されます

●子のある妻が受ける場合の年金額

	基本額	加算額	合計額
子が1人いる妻	786,500円	226,300円	1,012,800円
子が2人いる妻	786,500円	452,600円	1,239,100円
子が3人いる妻	786,500円	528,000円	1,314,500円

※妻の分としての786,500円に子の加算額を加えた額となります。2人目の子までは1人につき226,300円、3人目以降は1人につき75,400円を加算します。

●子が受ける場合の年金額

	基本額	加算額	合計額	1人あたり額
1人のとき	786,500円	—	786,500円	786,500円
2人のとき	786,500円	226,300円	1,012,800円	506,400円
3人のとき	786,500円	301,700円	1,088,200円	362,700円

※子が1人のときは786,500円で、子が2人以上いるときは、2人目の子は226,300円、3人目以降は、1人につき75,400円を加算します。

遺族厚生年金

遺族厚生年金は次のいずれかに該当するときに、その人の遺族に支給されます。

支給要件

- (1)厚生年金に加入している間に亡くなったとき
 - (2)厚生年金に加入している間に初診日のある病気・けがが原因で初診日から5年以内に亡くなったとき
 - (3)1級・2級の障害厚生年金を受けている人が亡くなったとき
 - (4)老齢厚生年金を受けている人または老齢厚生年金の資格期間を満たした人が亡くなったとき
- ※ただし、(1)(2)の場合は、保険料納付要件を満たしていなければなりません。

受けられる遺族の順位

- (1)配偶者または子…(子は18歳になった年度の末日まで。夫は、妻が亡くなったときに55歳以上で支給開始は60歳から)
 - (2)父母………(亡くなったときに55歳以上で支給開始は60歳から)
 - (3)孫………(孫は18歳になった年度の末日まで。1級・2級の障害の状態にある孫は20歳未満まで)
 - (4)祖父母………(亡くなったときに55歳以上で支給開始は60歳から)
- ※先の順位の方が年金を受けられなくても後の順位の方が年金を受けることはできません。

遺族厚生年金の年金額

遺族厚生年金の額は、報酬比例部分(いわゆる老齢厚生年金の2階部分)の4分の3に相当する額です。

子のある妻が受ける場合	子が受ける場合	中高齢の子のない妻の場合	その他の人が受ける場合
遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金
遺族基礎年金	遺族基礎年金	※ 寡婦加算	

※寡婦加算は、夫の死亡当時、または子が18歳になった年度の末日において、中高齢の40歳～65歳未満の子のない妻に支給され、年額589,900円が加算されます。ただし、上記の支給要件(4)により受給する場合は、亡くなった夫の厚生年金加入期間が20年以上なければ、支給されません。

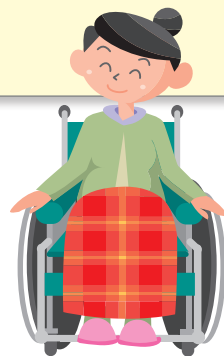
★若齢期の子のない妻の遺族厚生年金

夫の死亡当時30歳未満の子のない妻には、遺族厚生年金の支給が5年間の有期給付で、その後は支給されません。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

障害年金の基礎知識



国民年金・厚生年金に加入している間に初診日のある病気・けがで障害になったときは、その程度に応じて1級または2級の障害基礎年金が支給されます。

また、厚生年金に加入している間に初診日のある病気・けがで1級または2級の障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして、1級または2級の障害厚生年金が支給されます。厚生年金保険の独自給付として、3級の障害厚生年金と障害手当金があります。

障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金・厚生年金に加入している間に初診日のある病気・けがで障害の状態になり、障害認定日に障害等級の1級または2級の障害の状態にある場合に支給されます。ただし、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

障害認定日

障害の原因となった病気・けがについて、初めて医師にかかった日（初診日）から1年6カ月を経過した日、またはその間に治った日（症状が固定した日）に、障害の程度を定めることになっています。この日を**障害認定日**といいます。

障害の程度

障害基礎年金が支給される障害の程度を定めた障害等級表は政令によって定められていて、重い程度（他人の介護を要する程度）の**障害等級**は1級、それよりやや軽い程度（日常生活は極めて困難な程度）は2級となっています。

保険料納付要件

障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの国民年金に加入しなければならない期間と厚生年金の加入期間のうち、**保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて、3分の2以上あることが必要**です。

また、要件を緩和する経過措置として、平成28年3月31日までに初診日があるときには、初診日のある月の前々月までの直近の**1年間に保険料の未納がなければよい**ことになっています。

●障害基礎年金の年金額（平成24年度）

- ①1級の障害（2級の1.25倍） 983,100円（月額81,925円）
- ②2級の障害 786,500円（月額65,541円）

●子の加算額

障害基礎年金を受ける人に生計を維持されている18歳になる年度末の末日までの間にある子、または20歳未満で障害の程度が1級・2級の子がいるときは、1人目・2人目は各226,300円（月額18,858円）、3人目以降は各75,400円（月額6,283円）が支給されます（配偶者の加算額は、障害厚生年金で加算されます）。

障害基礎年金2級の場合	基本額	加算額	合計額
子が1人のとき	786,500円	226,300円	1,012,800円
子が2人のとき	786,500円	452,600円	1,239,100円
子が3人のとき	786,500円	528,000円	1,314,500円



●20歳前の病気・けがによる障害基礎年金

国民年金に加入前の20歳前に初診日のある病気・けがで障害になった人が、20歳（障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日）になったときに障害等級に定める1級または2級の障害の状態になっていれば障害基礎年金が支給されます。

この場合、保険料納付要件は問われませんが、本人に一定額以上の所得があるときには、所得に応じて全額または半額の年金が支給停止されます。

●障害認定日後に障害が重くなったとき

障害認定日に障害年金が支給される障害の状態になかった人が、その後65歳の誕生日の前々日までの間にその障害が重くなり、1級または2級の障害の状態になったときは、本人の請求により、請求した日に受給権が発生し、その請求の翌月分から障害基礎年金が受けられます。この制度を事後重症制度といいます。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

障害厚生年金

障害厚生年金は、厚生年金に加入している間に初診日のある病気・けがで障害の状態になり、障害認定日に障害等級の1級・2級・3級の障害の状態にある場合に支給されます。ただし、障害基礎年金と同様に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

また、障害厚生年金より軽い程度の障害のときには一時金として障害手当金が支給されます。

●障害厚生年金の年金額（平成24年度）

障害厚生年金・障害手当金の額は、次のとおり報酬比例の年金額に一定の率をかけた額となります。

①1級の障害	報酬比例の年金額の1.25倍+配偶者加給金
②2級の障害	報酬比例の年金額+配偶者加給金
③3級の障害	報酬比例の年金額（589,900円に満たないときは最低保障589,900円）
④障害手当金	報酬比例の年金額の2倍（1,150,200円に満たないときは最低保障1,150,200円）

※報酬比例の年金額を計算するときに、厚生年金の加入月数が300月（25年）未満の場合は300月で計算されます。

●妻の加給年金額

1級・2級の障害厚生年金発生当時、その人によって生計を維持していた配偶者があるときは、加給年金額として226,300円が加算されます。なお、障害厚生年金の配偶者加給年金額では、老齢厚生年金のような特別加算はありません。

○加給年金額の対象となる配偶者

受給権者と生計を同じにしていた配偶者であって、年収850万円（所得でみる場合は655.5万円）以上の収入を将来にわたって得られない人が該当します。



●障害認定日後に障害が重くなったときの事後重症制度も適用されます （障害厚生年金の支給）

■1級

障害厚生年金	報酬比例年金額×1.25
配偶者加給金	226,300円
障害基礎年金	983,100円
子の加給金	226,300円(1人・2人目) 75,400円(3人目以降)

■2級

障害厚生年金	報酬比例年金額
配偶者加給金	226,300円
障害基礎年金	786,500円
子の加給金	226,300円(1人・2人目) 75,400円(3人目以降)

■3級

障害厚生年金	報酬比例年金額
--------	---------

(最低保障は589,900円)

■障害手当金（一時金として支給）

障害厚生年金	報酬比例年金額×2.0
--------	-------------

(最低保障は1,150,200円)

★平成23年4月1日改正による配偶者の加給年金額と子の加算額の支給について

障害年金の受給権者については、これまで受給権発生当時に配偶者・子と生計維持がなければ支給されませんでしたが、受給権発生後の結婚や子の出生等の生活状況の変化に対応するため、生計維持認定を行うことにより加給金が支給されることとなります。平成23年4月1日前から障害年金を受給されている方も対象となります。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします

協会けんぽでは、保険給付の適正化および高齢者医療制度における支援金等の適正化を目的に、平成22年度に実施したときと同様に、5月末から7月末までの間、被扶養者資格を再確認させていただきます。保険料負担の軽減につながる大変重要な事務ですので、ご多用中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

実施スケジュール

送付期間

本年5月末から6月末（順次送付）

提出期限

本年7月末

再確認の対象となる方

協会けんぽ加入の全被扶養者
(ただし、次の被扶養者を除きます)

- ①本年4月1日において18歳未満の被扶養者
 - ②本年4月1日以降に認定を受けた被扶養者
- ※すべての被扶養者が上記①または②に該当する場合、再確認が不要となるため、事業主の方へ被扶養者状況リストは送付いたしません。

※再確認の流れは、右記イメージ図をご参照ください。くわしくは、協会けんぽホームページをご覧ください。協会けんぽ大阪支部へお問い合わせください。

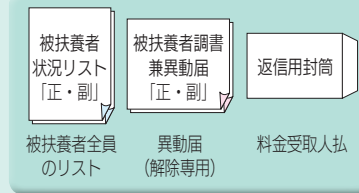
保険料負担軽減のためにご協力ください

高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健保組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出されますが、こうした支援金等（皆さまが納められた保険料によるものです）は、原則として各々の制度の加入者（被保険者および被扶養者）の人数に応じて算出されます。そのため、本来、健康保険の被扶養者から解除しなければならぬ方が届出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの支援金の額に追加され、皆さまの保険料負担も増えることとなります。

平成24年度被扶養者資格の再確認の流れ(イメージ)

協会けんぽ(送付)

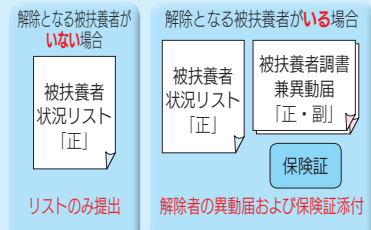
被扶養者状況リスト、被扶養者調書兼異動届、返信用封筒、(説明用リーフレット)を事業主様へ送付



平成24年5月末より順次送付

事業主様(再確認)

リストにて被扶養者資格を確認後、リスト「正」を提出
解除となる被扶養者がいる場合、同封の異動届「正・副」を記入し、保険証を添付



注：リスト「副」は送付せず事業主様にて保管

返信用封筒にて協会けんぽへ送付(7月末提出期限)

協会けんぽ(内容確認)

リスト等の内容確認後、異動届「正・副」を年金事務所(事務センター)へ回送

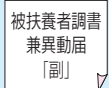
《解除となる被扶養者がいる場合のみ》

年金事務所(審査・送付)

被扶養者審査解除処理後、異動届「副」を事業主様へ送付

事業主様(保管)

送付された異動届「副」を事業主様にて保管



注：解除となる被扶養者がいない場合、送付されるものではありません。

注：協会けんぽが実施する被扶養者資格の再確認時以外（被扶養者の追加等）の「健康保険被扶養者（異動）届」は年金事務所に直接提出となります。

お問い合わせ先 平成24年3月21日に移転しました

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください
(市内局番は「7711」です。頭に「6」を付ける必要はありません)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

平成24年度の健診のご案内

協会けんぽでは年度内（4月～翌年3月）に1回に限り、健診費用の一部の補助があります。今年度につきましても、対象者の方がおられる事業所さまへ、健診のご案内を4月初旬にお送りしています。大阪支部の受診率は全国で最も低い実態にありますので、積極的に受診していただきますよう、よろしくお願いたします。くわしくは健診のご案内やホームページをご覧ください。

35歳から74歳の加入者(ご本人) 『生活習慣病予防健診』

- ①健診機関へ予約
指定の健診機関（パンフレットや協会けんぽホームページに掲載）から受診を希望する健診機関を事前予約。
- ②お申し込み
必要事項をご記入のうえ、申込書を協会けんぽへ郵送。
- ③健診受診
健診日に「健康保険証」「健診費用」を持参して受診。
(受診前に健診機関から問診票・検査キット等が送付されますのでご持参ください)

40歳から74歳の加入者(ご家族) 『特定健康診査』

- ①受診券の配布
協会けんぽから事業所さまへ「受診券」をお送りしています。
- ②受診日の確認
指定の健診機関（協会けんぽホームページに掲載）から受診を希望する健診機関に連絡し、受診日の状況等を確認のうえ予約。
- ③健診受診
健診日に「受診券」「健康保険証」「健診費用」を持参のうえ、受診。

(参考) 平成22年度生活習慣病予防健診実施率

支部名	全国平均	大阪	東京	愛知
実施率	40.9%	26.1%	32.6%	35.6%

保険料負担を軽減するための取り組みについてのお知らせ



協会けんぽでは、保険料負担を軽減するための取り組みとして、「国庫補助の増額」「高齢者医療制度の見直し」を求める署名活動を実施いたします。

増え続ける保険料負担を軽減するために

署名活動へのご理解とご賛同をお願いいたします！

加入者や事業主の皆さまと一体となって、切実な想いを国に伝えてまいります

ご理解ご賛同をたまわりましたおりに下記の方法でのご提出をお願いいたします

署名用紙

協会けんぽホームページから取得をお願いいたします <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
(インターネット環境がない場合はお手数ですが協会けんぽ大阪支部へご用命ください)

送付先

協会けんぽ大阪支部へお送りください
(誠に恐れ入りますが、送付費用につきましてはご負担をお願いいたします)

※署名活動の詳細や不明な点は協会けんぽホームページをご覧ください。協会けんぽ大阪支部へお問い合わせください。
※署名活動でお預かりいたしました個人情報、利用目的以外に使用したり、第三者へ提供することはございません。

お問い合わせ先 **平成24年3月21日に移転しました**

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください
(市内局番は「7711」です。頭に「6」を付ける必要はありません)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

＊ ＊ 「ねんきんネット」で ＊ ＊ 電子版「ねんきん定期便」スタート！

NEW 「ねんきん定期便」がパソコンで確認できます！

誕生月に、「ねんきん定期便」や「振込通知書」などのお知らせを、電子メールでご案内します。

「ねんきん定期便」のお知らせメール

早くて確実！

紙がないから、エコだし、地球に優しいね！

ねんきん定期便				
日本年金機構				
〒100-0005 東京都千代田区千代田1-1-1				
届出番号	123456789012345			
※届出番号は、お問い合わせの際にご案内いたします。				
「これまでの年金加入期間」・「これまでの加入実績に応じた年金額」です。				
1. これまでの年金加入期間				
以下各欄の合計 (単位: 年)	国民年金 (国民年金第1号)	厚生年金 (厚生年金第1号)	船員保険 (船員保険第1号)	年金加入 期間合計 (単位: 年)
月	月	月	月	月
※各欄の合計は、平成24年10月1日現在の加入実績に基づき算出されています。				
2. これまでの加入実績に応じた年金額 (今後の加入実績により年金額は増加します。)				
(1) 老齢基礎年金	(年額)	円		
(2) 老齢厚生年金	(年額)	円		
このままの加入実績に定額給付金 【国民年金・厚生年金第1号】				
(年額)				
円				
※上記の年金額を、前記の年間受給した月の合計額は 円になります。				
【参考】これまでの振込納付額				
(1) 国民年金 (第1号国民年金期間の保険料納付額)	(累計額)	円		
(2) 厚生年金 (厚生年金保険期間の保険料納付額)	(累計額)	円		
このままの保険料納付額				
(累計額)	円			

＊ ＊ ライフプランに合わせて年金額の試算ができます！ ＊ ＊

さまざまな人生設計に応じた年金額の試算ができます。
平成24年10月から、国民年金保険料を10年間遡って納めることが可能となりますが、納付した場合に増える年金額を試算できます (平成24年8月開始予定)。

※すでに老齢年金をお受け取りの方 (働き続けていたり、失業手当を受給することにより年金の支給が停止されている方も含まれます) や、老齢年金の受給資格があって現在なお請求されていない方などは、ご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

＊ ＊ いつでも、最新の年金記録が確認できます！ ＊ ＊

年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

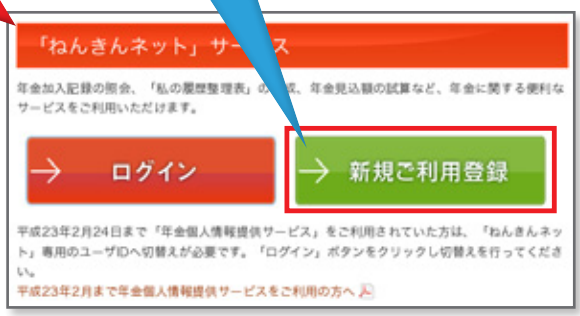
また、持ち主がわからない記録が、氏名や生年月日などで検索できるようになります。
(平成25年1月開始予定)

電子版「ねんきん定期便」ご利用までの流れ

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。
※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービスご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●登録には基礎年金番号が必要となります。
※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。
※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



- アクセスキーとは…
お客様の誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。
- ①アクセスキーをお持ちの方
アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。
なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。
- ②アクセスキーをお持ちでない方
アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。
なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット 検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ

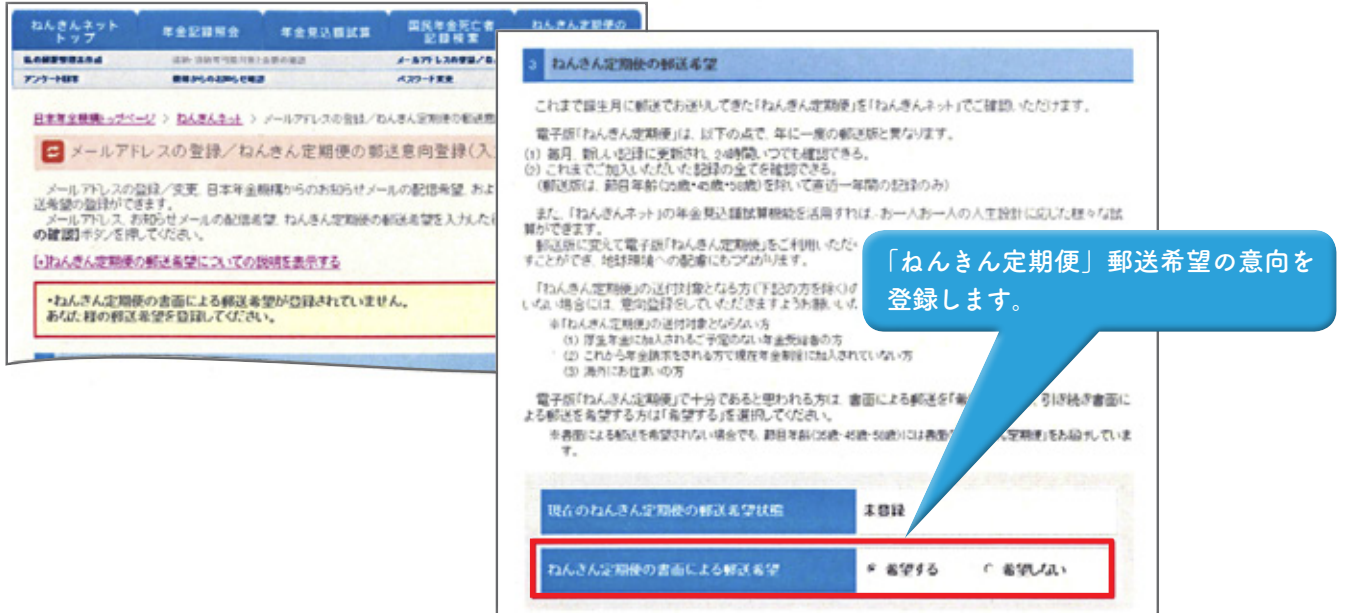
0570-058-555

03-6700-1144

(050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合)

3. 初回ログイン時に、「ねんきん定期便」郵送希望の有無を登録

「ねんきんネット」に初めてログインすると、「メールアドレスの登録/ねんきん定期便の郵送意向登録」画面が表示されますので、郵送を「希望する」「希望しない」の登録をします。



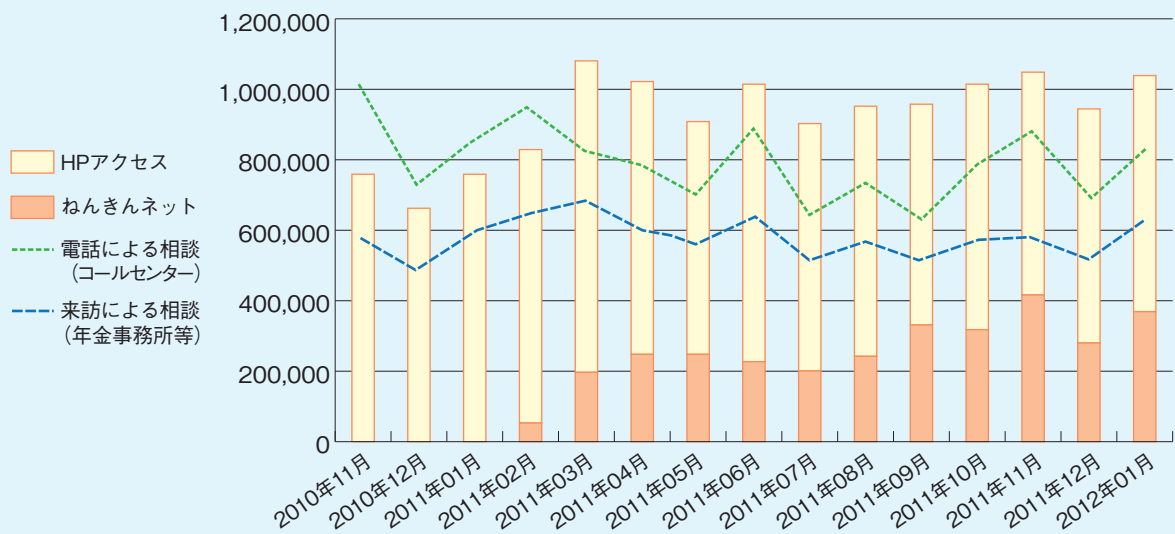
(参考) 「ねんきんネット」の利用状況

●事業開始後約1年間の状況 (平成23.2/28~24.3/17)

ユーザID発行件数	記録照会件数
743,610	1,372,591

・毎週1~2万件の割合で、新規にIDを取得する方が増えています。

●日本年金機構の窓口へのアクセス状況



- ・機構ホームページへのアクセス件数は月間約100万件であり、すでにコールセンターへの相談件数(約80万件)や来訪による相談件数(約60万件)を上回っています。
- ・機構ホームページへのアクセスの内、「ねんきんネット」のページへのアクセスは全体の30%超に達しています。